

令和4（2022）年度 第3回地域包括支援センター運営協議会 議事要旨

1 開催日時 令和5（2023）年2月22日（水）午後3時30分から午後5時00分まで

2 開催場所 市役所4階 4-3、4-4会議室

3 出席者 【委員：12名】

阿部委員、杉本委員、重田委員、佐藤委員、山田委員、金子委員、西巻委員、
宮崎委員、青木委員、藍澤委員、池嶋委員、土田委員

【地域包括支援センター：1名】

北地域包括支援センターはらまち 大羽賀社会福祉士

【事務局職員：8名】

介護高齢課

土田課長、金子課長代理、真貝課長代理、金子係長、大矢主任、伊藤主任、
寺尾主査、田中主事

4 会議資料

- ・次第
- ・座席表
- ・資料1-1 令和5（2023）年度 地域包括支援センター業務の委託（案）について
- ・資料1-2 地域包括支援センター委託料の詳細（案）について
- ・資料1-3 令和5（2023）年度 地域包括支援センター委託先一覧（案）
- ・資料1-4 地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託について
- ・資料2-1 令和5（2023）年度 地域包括支援センターにおける包括的支援事業実施方針（案）
- ・資料2-2 令和5（2023）年度 地域包括支援センターの重点的活動（案）
- ・資料3-1 令和4（2022）年度 地域包括支援センター事業評価回答結果一覧表
- ・資料3-2 令和4（2022）年度 地域包括支援センター事業評価回答結果まとめ
- ・資料3-3 市町村及び地域包括支援センターの評価指標
- ・資料4 北地域包括支援センターはらまち 活動報告

5 議 事

承認事項

- (1) 令和5（2023）年度 地域包括支援センター業務の委託（案）について
- (2) 令和5（2023）年度 地域包括支援センター実施方針及び重点的活動（案）について

報告事項

- (3) 令和4（2022）年度 地域包括支援センターの事業評価結果について
- (4) 地域包括ケアに関することについて（活動報告）

6 会議内容

事務局である金子課長代理が次第に沿って会を進行する。

(1) 開会の挨拶

山崎福祉保健部長が用務により欠席のため、土田課長が挨拶。

新型コロナウイルスの対応について、慣れた部分もあるかと思うが、介護現場におかれては精神的にも肉体的にも厳しい状況の中、頑張っている。また、物価高の影響が続いており、事業所には大変御苦労いただいている。

本日は、地域包括支援センターを中心とした取組状況や来年度に向けての内容が主である。ぜひ、御議論いただき、次年度に生かしていきたい。

(2) 議事

阿部会長が次第に沿って議事を進行する。

承認事項

ア 令和5(2023)年度 地域包括支援センター業務の委託(案)について

資料1-1～1-4に基づき、事務局が説明。

- ・委託料の算出方法を見直し(事業費を一律、家賃補助の新設等)、全地域包括支援センターにおいて、委託料を増額した。
- ・令和5(2023)年度から北地域包括支援センターにしやまの受託法人が「えちご中越農業協同組合」となる。

【意見、質疑応答】

(委員)

資料1-4 地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託について、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に依頼をした際に、要介護は受けていただけだが、要支援は受けていただけないことが多い。要介護と要支援の報酬を比較すると、要支援が約半分程度のため、それが断られる理由の一つであることも考えられる。市としてこのような状況をどのように考えているか。

(事務局)

要支援を中々受け入れていただけない傾向があることは承知している。市としては、介護支援専門員連絡会等で協力をお願いすることを継続して行いたい。

報酬については、市で独自設定ができるものではない。県や国に対して報酬の引上げの要望を継続して行っている。御理解いただきたい。

(委員)

他の市町村でもそのような状況はあるか。

(事務局)

他の市町村も当市と同じような状況である。報酬単価が異なるため、要介護が優先されるような傾向がある。

(阿部会長)

承認してよろしいか。

※一同承認

イ 令和5(2023)年度 地域包括支援センター実施方針及び重点的活動(案)

資料2-1、2-2に基づき、事務局が説明。

- ・実施方針は、大きな変更はなし。
- ・重点的活動は、実態に即して内容を修正した。

【意見、質疑応答】

(委員)

資料2-2 令和5(2023)年度地域包括支援センターの重点的活動(案)の1(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援の活動内容「地域のケアマネジャーや介護保険施設等への個別支援・支援困難事例への対応支援」及び3 地域ケア会議の活動内容「介護支援専門員の困難サポート」の記載がある。最近では、利用者から過度なサービス要求や電話等、カスタマーハラスメントのような事例が見受けられ、職員も疲弊している状況であるため、地域包括支援センター職員から介護支援専門員の支援をしていただけるのは、大変ありがたい。

関連事業・機関等の欄に弁護士等の専門職がいれば、よりサポート体制が充実し、相談しやすくなると思われるが、市としてどのように考えているか。

(事務局)

弁護士等の専門職の記載はないが、本人の状況を踏まえた上で弁護士に相談するケースが実際にはある。新潟県弁護士会が法テラス新潟と協力して支援する「ほっとライン」の事業もあるため、活用が可能である。また、弁護士や司法書士等の専門職の方が権利擁護センターの委員となっているため、状況に応じて、そういった関係機関も活用しながら支援していきたい。

(委員)

資料2-2 令和5(2023)年度地域包括支援センターの重点的活動(案)の1(1)総合相談支援の活動内容「地域の特性や課題に合わせた積極的な啓発活動」とあるが、積極的な啓発活動の具体例を教えてください。

(事務局)

例えば、相談先の周知や、認知症サポーター養成講座の周知等が挙げられる。地域包括支援センター職員が地域の活動に自ら出向き、啓発の場を増やしていければと考えている。

(委員)

大変ありがたいことである。ぜひよろしくお願ひしたい。

(阿部会長)

承認してよろしいか。

※一同承認

報告事項

ウ 令和4(2022)年度 地域包括支援センターの事業評価結果について

資料3-1～3-3に基づき、事務局が説明。

- ・例年6月頃に国が実施している調査であり、全国集計結果の情報提供があったため、当市の結果を反映したものを報告する。
- ・概ね全国平均を上回っている結果となった。

【意見、質疑応答】

(委員)

夜間・早朝・休日の窓口設置を行っている地域包括支援センターは、全国平均を見ると7割を超えている。他の自治体はどのような体制で行っているのか。

(事務局)

県内他市の状況を全て把握している訳ではないが、当市の窓口延長のように月曜の夜や、土曜の午前に窓口を延長していたり、事務所は閉まっているが、緊急時は、連絡が取れるような体制を整備している所もあると聞いている。

評価指標において、時間が具体的に定められていないため、只今述べたような体制であっても評価指標上は、○となる。

(委員)

評価指標には、連絡先との記載もあるため、窓口でなく、電話転送等の対応でも良いのか。

(事務局)

その通りである。

(委員)

営業時間外であっても地域包括支援センター職員が電話に出てください、対応していただいたこともあるが、既に要件を満たしているのではないのか。実際にやっつけているのに、評価指標上では×となるのは、もったいない。

(事務局)

各法人との契約書において、緊急時に連絡できる体制の確保に関する内容を定めており、市と法人(地域包括支援センター)では、そのような体制がとれているが、その連絡先を一般に公開していないため、評価指標上は×となっている。

(事務局)

技術的な面だけで言えば、少し時間を延ばせば良いということがあるかもしれない。ただし、高齢者の困りごとは、月曜日から金曜日までの8時30分から17時までで済むことではない。利便性を考慮すれば、窓口が長く開いていた方が良いのは誰もが思うこと。一方で、地域包括支援センター職員の方からは、業務多忙な中、頑張ってください、現場を支えていただいている。法人としては、人手の部分で厳しい状況があり、窓口の延長に踏み切れないのが現状である。ただし、最終的には、利便性や相談者のことを考慮し、業務時間延長等の体制を整えていければと考えている。

可能であれば、全ての地域包括支援センターが一律のタイミングで実施となることが望ましいが、今後、協議をしていく中で、対応可能な法人から順次実施していただく可能性もある。利便性と実際

の現場のバランスを考慮しながら、検討していきたい。

(委員)

資料3-1 令和4(2022)年度地域包括支援センター事業評価回答結果一覧表評価の「利用者のセルフマネジメントの推進について(市指標 No. 51、地域包括支援センター指標 No. 48)」、全て×となっているのは何か理由があるか。

(事務局)

ケアプランは基本的にはケアマネジャーから作成いただくが、利用者や家族が作成するセルフマネジメントの制度もある。しかし、セルフマネジメントをするメリットよりも高齢者自身の負担が大きいため、市として推進していないのが現状である。全国平均を見ても他の項目と比較して低い得点率になっており、他市においても困難なことが分かる。介護保険制度改正の中で、ケアプラン作成の有料化の議論もされており、当市としても今後研究していきたい。

エ 地域包括ケアに関することについて (活動報告)

資料4に基づき、事務局及び北地域包括支援センターはらまち職員が報告。

【意見、質疑応答】

(委員)

知らなかったこともあり、丁寧な説明に感謝したい。ここまできめ細かい対応を、限られた人員体制の中、地域包括支援センター職員の方からやっていただいているのは、頭の下がる思い。介護事業に携わる職員の1人として、地域包括支援センターはじめ、事業所と事例を情報共有しながら、円滑な支援をしていきたい。

(委員)

虐待は、養護者の問題もあり、家族ぐるみで支援しないと中々解決しない。例えば、お子さんに障害があり、障害の事業所と連携するようなことはあるのか。

(北地域包括支援センターはらまち)

家族背景も丁寧にアセスメントしている。元気館や地域の民生委員、医療関係者と連携しながら、どこにつなげばよいか模索しながら支援している。

(委員)

成年後見制度の利用は、利用することへの抵抗(レッテルを張られる等)が昔からあるが、最近では、ある程度認知が進んだら利用するものと浸透している気がするが、現場ではどう感じているか。

(北地域包括支援センターはらまち)

制度としての知識は、以前よりも浸透している感じがしている。ただし、成年後見人がつくということは、その人にとって判断能力がなく、その方の権利を奪ってしまうことになるため、ただ利用を勧めれば良いというものではない。今の段階で成年後見人をつけるべきなのか、類型はどのようなか等を関係者で相談しながら、支援をしていきたい。

委員の方から一言

(委員)

虐待に関しては、地域包括支援センターが気付くというより、関係者から情報提供いただくことが多い。改めて、周り顔の見える関係を築くことが大事だと実感した。

(委員)

地域には高齢の方が多い。小さな地区のため、近所に心配な方がいれば教えていただけることが多い。今後も何かあれば地域包括支援センターにつなげていきたい。

(委員)

地域包括支援センターにはお世話になっている。期待は大きい。自分たちにできること、してほしいことを地域包括支援センターの方からぜひ教えていただきたい。協力したい。

(委員)

権利擁護について、少ない地域包括支援センター職員で緊急性をもって対応いただいている。資料 2-2 令和5(2023)年度地域包括支援センターの重点的活動(案)において、生活支援コーディネーターとの協働による第2層協議体設置についての記載がある。生活支援コーディネーターが設置されて7年になるが、まだまだ知名度が低いと感じる。地域包括支援センターと身近につながることを大事であり、自分たちが地域に出たときに連携して迅速に対応したい。

(委員)

委託料の増額について感謝する。夜間・早朝・休日の窓口設置に当たっては、サービスを十分に行うための予算の裏付けが必要。他市の状況を踏まえた上で検討し、サービスの充実に努めていただきたい。

配置基準は高齢者人口に基づいて定められているが、高齢者人口だけでなく、その地域の高齢化率や面積、移動距離、地域性等を加味して委託料に反映していただきたい。

(委員)

居宅介護支援事業所の委託先について、断られることが多いとの話があったが、事業所を探す時間があったいなく、本来業務に支障をきたすのではないかと。金額は市で設定できないということであり、難しいことは承知しているが、地域包括支援センター業務がスムーズにいくように改善されれば良いと感じた。

南地域包括支援センターは、いこいの里(佐水)にある。担当地区が半田、枇杷島から鶴川までとなる。地域包括支援センターの設置場所について、高齢化率だけでみると佐水が丁度良いのかもしれないが、もっと良い場所があるのではないかと感じる。家賃補助は、担当圏域内に自法人の施設を持たない法人に対してやむを得ず支給をすると伺ったため、現状では既存の施設に設置するしかないが、意見として述べる。

(委員)

地域包括支援センターは介護保険の要であると感じる。ケアプランの再委託について話があったが、居宅介護支援事業所へ再委託「できる」ものであって、再委託「しなければならない」という訳ではない。本質的には、地域包括支援センターが作成することを標準と考えれば、なぜ地域包括支援センター職員が作成できず、居宅介護支援事業所へ再委託しなければならない状況となっているのか、そ

の課題を解決しなければ改善しないと考える。

ここ最近、オレオレ詐欺や強盗のニュースをよく目にする。被害額も相当である。資料2 - 2 令和5（2023）年度地域包括支援センターの重点的活動（案）に記載されている消費者被害防止の業務も大事だが、オレオレ詐欺の対応についても今後必要なのではないかと感じた。

（委員）

社会福祉協議会で訪問介護の業務をしている。介護認定審査会の資料を見ると、大変な家庭があることが分かる。それを地域包括支援センター職員の方が支援していただいていると活動報告を聞いて感じた。

地域包括支援センター業務の内容（重さ）と配置人数が見合っていないと感じる。基準があるため、変えることは容易でないと思われるが、適正な業務・配置人員となるようにしていただきたい。

（委員）

活動報告を聞いて、地域包括支援センターが様々な相談を受けていただいていることが分かった。自身としては、虐待を身近で感じることがないが、活動報告で実際のケースを知ることが出来て良かった。

（委員）

日常診療の中で、気になる方を地域包括支援センターへつなぎ、迅速に対応していただくことがある。プロフェッショナルな対応に大変感謝している。これからもよろしく願いたい。

（委員）

地域が顔の見える関係であると、自殺者が少ないデータもあり、問題が顕在化しやすい。その地域づくりの一端を地域包括支援センターから担っていただいている。当市の地域包括支援センター職員は、大変有能であり、温かみを感じる。大変な人員体制であるかと思われるが、今後も頑張っていたきたい。

（3）事務連絡

- ・委員報酬等の支給日は3月20日（月）の予定
- ・今年度の地域包括支援センター運営協議会は、今回で最後。次年度の予定はこれからになるが、第1回は8月上旬となる予定。

（4）閉会

金子課長代理が挨拶。

御審議いただき、感謝申し上げます。今後も地域包括支援センターの適切な運営に努めていく。委員の方からも引き続き御協力いただきたい。